

令和6年度 首都圏テストマーケティング事業 仕様書

1 委託業務の名称

首都圏テストマーケティング事業

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

3 予算上限額

金4,400,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 委託業務内容

テストマーケティングに必要な企画の運営及び実績報告

(1) 目利き会、ブラッシュアップ及びテスト販売

項 目	内 容
1 商品数	20商品（上市前の商品を含む）程度選定を行うこと
2 目利き会	首都圏等のバイヤーを12社以上都内会場に招聘し、商談及び商品への意見ヒアリングを行うこと
3 商品改良	目利き会に出品した商品から10商品を目安としてブラッシュアップに係る助言を各社3回程度行うこと（なお初回については訪問し、ヒアリングを行うこと）
4 テスト販売	ブラッシュアップが完了した商品については、テスト販売を行うこと
5 販売場所	東京都内で、かつ、人の流れが多く集客が見込める場所で行うこと

(2) 過去同事業に出品した商品のテスト販売

項 目	内 容
1 商品数	10商品を上限として選定を行うこと
2 販売場所	前年度と比較対象可能な類似の販売環境下及び都内で、かつ、人の流れが多く集客が見込める場所で行うこと

(3) 共通事項

項 目	内 容
1 商品募集	甲が行う募集に対して必要な助言を行うこと
2 業務説明	事業者に対して業務説明会（45分程度）をオンラインで開催すること
3 商品選定	甲とともに、応募商品の中から目利き会に出品する商品及びテスト販売する商品を選定すること
4 販売期間	1商品につき2週間程度のテスト販売を行うこと
5 表示確認	選定された商品について、法令に基づいた表示がされているか確認及び指導を行うこと
6 販売促進	販売店舗にて静岡県商品である旨の掲示を行うこと
7 商品販売	選定商品の仕入れ、陳列、冷蔵、販売、撤去等商品販売に係る一切を行うこと
8 情報収集	販売実績及び来客の反応などから商品の改善等につながる情報を収集すること
9 フォローアップ	収集した情報等によりレポートを作成し、原則対面にて1社30分程度の面談を行うこと
実績報告	商品販売の結果及び個別面談内容等をまとめた業務実績報告書を提出すること

裏面に続く

5 その他留意事項

- (1) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- (2) 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 条）及び静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意すること。
- (3) 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 期間中は、主任担当者を置き、常時、連絡が取れる体制をとること。